

## 社会福祉法人 旭川春光会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 旭川春光会(以下「法人」という。)の役員(理事長・理事・監事)並びに評議員(以下「役員等」という。)が法人及び施設の業務に従事した場合、業務の実態に即して支給する報酬規程を定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第2条 この規程に基づく報酬は、現金で支払わなければならない。  
2. 業務について生じた実費の弁償は、報酬には含めない。

### (報酬)

第3条 報酬は、勤務時間に対する報酬であつて、扶養手当、以下、各種諸々の手当は総て該当しないものとする。

### (報酬表)

第4条 報酬表は、別表 役員等報酬表に掲げるとおりとする。

### (報酬の基準)

第5条 役員等報酬の基準は、次に定める事項並びに別表に基づき決定する。  
2. 理事長が法人運営に係る業務のため出勤した場合は、勤務に即した(1日勤務 5時間以上 半日勤務 4時間以下)報酬とする。  
3. 施設長及び施設職員が役員等を兼務している場合は、役員等報酬の支給は行わない。  
4. 施設長が理事長を兼務している場合の報酬は、出勤日の兼務時間が1日5時間以上であることから、上記で示す「1日勤務 5時間以上の額の3分の1」を支給するものとする。  
5. 監事の内部監査と、理事会等に出勤した場合の報酬は、何れか一方のみを対象として支給する。  
6. 理事会、評議員会及び監事の監査により出勤した場合の交通費及び非常勤役員等が法人、施設の業務のため出勤した場合の交通費は報酬費に含む。  
7. 役員等が法人の依頼を受け、営業活動、研修会、総会等で旭川市外に出張した場合の旅費は、当法人の旅費規定を準用する。

### (報酬の支給日)

第6条 報酬の支給日は、出勤日当日とするが、その日が休日(国民の祝祭日)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その翌日、若しくは、その翌々日とする。  
2. ただし、常勤理事長或いは施設長と兼務の理事長の報酬は、当法人の職員給与規程第2条、第3条、第4条及び第29条(給料の支給日)に準じて支給する。

(その他)

第7条 この規程に定める他、役員等の報酬に必要な事項は、評議員会の議決により定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程の施行により旅費規程により、平成21年12月1日施行の役員等報酬規程は廃止す

平成	20年	4月	1日	施行
平成	21年	12月	1日	一部改正 施行
平成	29年	4月	1日	一部改正 施行

別表

## 役員等報酬表

会議内容等	役員等区分		理事		理事及び監事		評議員		備考
	4時間以下	5時間以上	4時間以下	5時間以上	4時間以下	5時間以上	4時間以下	5時間以上	
理事会及び評議員会並びに監査委員会	10,000	15,000							左の報酬金額には、交通費を含む(旭川市及びその周辺)
理事会等会議			6,000	10,000					〃
監事の監査及び会議			6,000	10,000					〃
評議員会							6,000	8,000	〃
非常勤役員等			4,000	6,000			4,000	6,000	〃 ただし、出張した場合の旅費等は、旅費規程を準用する。
年間報酬総額	1,800,000		800,000		500,000				

※月10日×12か月×15,000円 ※最大9名×8回×10,000円 ※最大10名×6回×8,000円